

(平成22年6月23日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年1月から18年3月までは11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年1月から18年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から同年6月10日まで  
② 昭和50年6月10日から51年10月1日まで  
③ 平成16年1月5日から19年2月1日まで

申立期間①について、A社を退職後、翌日からB社に正社員として入社した。また、申立期間②について、同社における給与額は月額20万円以上だった。申立期間③については、C社における給与額は月額30万円以上だった。申立期間について、標準報酬月額の訂正及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、申立人が提出した平成17年4月から同年6月、18年1月の給与支払明細書、C社が提出した18年9月から19年1月までの給与支払一覧表及び市から提出された平成16年から18年の給与支払報告書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③のうち、平成16年1月から18年3月までの標準

報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が提出した給与支払明細書、事業主が提出した給与支払一覧表及び市から提出された給与支払報告書において控除されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致しないことから、事業主は、給与支払明細書、給与支払一覧表において控除されている保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち平成18年4月から19年1月については、申立人は休職していたと供述していること、及びC社が提出した給与支払一覧表でも18年9月から19年1月までの月別の支給総額が0円と記載されていることが確認できることから、記録の訂正は行わない。

申立期間①について、当時、B社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、同社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について当時の資料が残っていないため不明であるものの、「弊社では試用期間中（3か月程度）は社会保険に加入させていない。」と回答していることから、同社においては、必ずしも入社時に合わせて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①に係る申立人の被保険者原票は無い。

加えて、申立人のB社における雇用保険の加入記録によると、昭和50年7月1日資格取得、52年11月29日離職となっており、申立期間①における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は申立期間②当時、支給されていた報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が相違していると主張しているが、給与明細書等の関連資料がないことから、申立期間②に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立人が申立期間②に勤務していたB社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の申立期間②に係る標準報酬月額を調査したところ、申立人とほぼ同額であることが確認でき、事業主が申立人の標準報酬月額のみ、他の同僚と異なる取扱いを行ったとは考え難い。

さらに、B社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とは一致しており、申立人に係る標準報酬月額の記録管理に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間②において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和44年6月10日、資格喪失日は同年8月1日、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年8月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年6月から同年10月までは6万円、同年11月は6万8,000円、同年12月から45年6月までは7万6,000円、同年7月は8万6,000円とすることが妥である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月10日から45年8月1日まで

昭和34年9月21日にC社に入社し、平成11年5月16日に退職するまで同社に継続して勤務していた。申立期間は、関連会社であるA社及びB社に出向していた。D企業年金基金の担当者に問い合わせたところ、厚生年金保険に継続加入していた記録は間違いなく残っているとのことであった。申立期間について厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社本社から提出された従業員台帳（社内履歴）によると、申立人は、昭和44年6月10日に同社E本部からA社に出向し、45年1月1日にはA社からB社に出向しており、継続して勤務していることが確認できる。

また、D企業年金基金から提出された加入者台帳、加入員資格取得届及び加入員資格喪失届によると、申立人は、昭和44年6月10日にA社の被保険者資格を取得し、同年8月1日にはA社の被保険者資格を喪失、B社の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、D企業年金基金への照会結果及びオンライン記録から、A社は、昭和44年8月1日にB社と統合したことにより、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる。

加えて、D企業年金基金に照会したところ、「当基金の記録は、各事業所

からの届出に基づいて手続をしており、届出書は健康保険、厚生年金保険、企業年金基金、事業所控えが複写式となっているため、当基金の記録と厚生年金保険の記録は一致していると考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、昭和44年6月10日にA社の被保険者資格を取得した旨の届出、同年8月1日にはA社の被保険者資格を喪失した旨の届出及びB社の被保険者資格を取得した旨の届出を各事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、D企業年金基金の加入者台帳から、昭和44年6月から同年10月までは6万円、同年11月は6万8,000円、同年12月から45年6月までは7万6,000円、同年7月を8万6,000円とすることが妥当である。

## 三重厚生年金 事案 1077

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 3 日から同年 12 月 21 日まで  
前の会社を退職してA社に入社したが、入社当初からの8か月間について、厚生年金保険の加入記録が無いことは考えられないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、A社は、平成4年4月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本による調査で判明した当時の代表取締役役に照会したところ、「申立人が勤務していたことは記憶しているが期間までは覚えておらず、当時の資料は何も残っていない。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、昭和40年12月21日資格取得、42年7月24日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、オンライン記録の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と一致している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1078

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月1日から23年5月10日まで

昭和21年にA社に入社したが、事業主は同社のほかにもB社、C社、D社を経営していた。これらの会社は同一建物内にあり、申立期間当時ほどの会社に所属していたか不明であるが、それぞれの会社の業務を掛け持ちで行っていた記憶がある。入社してから退職するまで厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間だけ加入記録が無いことは考えられないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚及びA社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、当時の同社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、A社は昭和25年5月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本により判明した当時の役員に照会を試みたものの、既に他界又は連絡先が不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号\*番（昭和22年7月20日資格取得）から\*番（昭和23年6月21日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無

いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人は、申立期間当時にA社、B社、C社、D社のいずれかで勤務していたと供述しているところ、オンライン記録によると、B社は昭和 22 年 10 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、C社は 23 年 5 月 10 日、D社は 50 年 8 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、B社については、申立期間のうち 22 年 10 月 17 日から 23 年 5 月 10 日までの期間、C社及びD社については、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月10日から24年3月5日まで  
昭和23年3月、A丸でB沖まで初出漁したが、申立期間に係る船員保険の加入記録が確認できないため、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A丸は、平成4年9月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により判明した当時の船舶所有者に照会を試みたものの、連絡先が不明のため、申立人の申立期間に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA丸において船員保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は当該船舶の乗組員は50人から60人くらいであったと供述しているが、船員保険被保険者名簿によると、申立期間当時、被保険者であった者は18人であることから、当該船舶に乗船していた者のうち一部の者のみが、船員保険に加入していたことがうかがえる。

加えて、A丸の船員保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

その上、オンライン記録によると、A丸は昭和23年3月20日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年3月10日から同年3月19日までの期間については船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1080

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 5 月 26 日から 52 年 3 月 26 日まで

私はA社に昭和 38 年 11 月 1 日から勤めていたが、社会保険庁（当時）の記録では 42 年 6 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となっている。また、B社には 51 年 5 月 26 日から勤めていたが 52 年 3 月 26 日から被保険者となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に在籍していた同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは認められるものの、申立人が勤務していた時期等についての供述等を得ることはできなかった。

また、オンライン記録から、申立人及び申立人が自分より前から働いていたとする申立人の兄の妻を含め 12 人が、申立人と同日の昭和 42 年 6 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号\*番（昭和 38 年 9 月 4 日資格取得）から\*番（昭和 42 年 6 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番

も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、当時、B社に在籍していた同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号\*番（昭和45年9月19日資格取得）から\*番（昭和51年1月5日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1081

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで

私は、A社あるいはB社という会社に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の加入記録が無い。当時、会社はC市D町にあり、E大学に近く、隣はF店であった。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する事業所名は、オンライン記録で確認できなかったため、A社あるいはB社の関連会社について、G社に照会したところ、申立人の記憶する所在地と一致している事業所は、H社であることが推認され、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時にH社において厚生年金保険被保険者であった6人の同僚に照会したところ、複数の同僚から申立人が同社で勤務していたとの供述はあったものの、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、H社は、昭和 57 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、閉鎖登記簿謄本により判明した当時の役員等関係者に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人のH社における雇用保険の加入記録は無い。

加えて、申立期間について、H社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記

録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1082 (事案 604 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 29 日から 34 年 12 月 29 日まで

申立期間については、前回、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、A社はB社とも称していたが、同社を紹介してくれた当時の同僚の連絡先がわかったので再度調査し、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社は厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、A社の元役員及び当時の同僚からも、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 8 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社へ就職する際に、同社を申立人に紹介した当時の同僚の連絡先が判明したため、事実関係を確認してほしいと主張し、当委員会では当該同僚に照会を試みたが、申立人の厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚4人に照会したものの、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな供述等を得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。